

令和2年4月28日

武蔵村山市立小・中学校の保護者の皆様へ

武蔵村山市教育委員会

市内小・中学校の5月以降の教育活動について

日頃より、武蔵村山市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、各御家庭において御協力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、市内小・中学校の5月以降の教育活動についてですが、下記のとおりとさせていただきます。保護者の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴って、「武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部」の方針が変更した場合には、下記の対応が変更される可能性もありますので御了承ください。

記

- 1 令和2年5月7日（木曜日）、8日（金曜日）について  
都立学校の対応に準じ、休業日の扱いとして、児童・生徒を登校させない日とする。
  
- 2 令和2年5月11日（月曜日）以降の対応について
  - (1) 連休中に緊急事態宣言が解除された場合
    - ・ 令和2年5月11日（月曜日）から15日（金曜日）まで、各学年で週1回の分散登校を実施
    - ・ 令和2年5月18日（月曜日）から29日（金曜日）まで、各学年で週2回の分散登校を実施
    - （注意）分散登校の日程についてはホームページ等で周知する。
    - ・ 令和2年5月29日（金曜日）まで給食は実施しない。
    - ・ 令和2年6月1日（月曜日）を学校再開日とする。ただし、収束状況によっては学校再開日を令和2年5月25日（月曜日）に変更する。
  
  - (2) 連休中に緊急事態宣言が解除されなかった場合  
緊急事態措置期間が終了するまで臨時休業とする。

<お問い合わせ先> 武蔵村山市教育委員会 教育部教育指導課 電話：042-565-1111 FAX：042-566-4490
--